

「八重山地区代表」とは…

①航空運賃の上限額が1人あたり2万円となります。

→通常、那覇⇄石垣における本事業の航空運賃の補助上限額は、往復で1人あたり12,000円となりますが、「八重山地区代表」の場合、その上限が1人あたり往復20,000円と補助上限額がアップします。

②「八重山地区代表」と認定されるには…

→下記の書類(※1)を提出いただき、審査の上補助額が決定します。基本的に「八重山地区代表」とは、下記のいずれかに該当するものであり、「**八重山地区で選考が行われず本島で大会が開催されるもの**」については**上限額引き上げの対象外**となりますのでご理解の程お願いいたします。

【「八重山地区代表」と認定される例】

八重山地区内で大会等が行われ、好成績を修め上位大会等への出場が決定したチームまたは個人。

外部団体等が主催する選考会等において、上位大会等への参加が推薦されたチームまたは個人。

提出書類等(※1)

★…必須書類

- ア. 本事業に係る申請書類一式(★)
 - イ. 上位大会であることが証明できる開催要項(★)
 - ウ. 新聞・表彰状等の写し
 - エ. 上位大会への推薦状
- ★いずれかの提出必須(※2)

※2 地区代表となったことが証明できるもの。